

高齢者や障害者の権利を守るために利用できる制度

■**成年後見制度**とは 認知症や知的障害・精神障害等で判断能力の不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などで不利益を被ることや悪徳商法の被害者になるなどのことがないよう、適切な後見人（代理人）等を選び、本人を法的に保護し、権利と財産を守り支援する制度です。

成年後見制度
ってな～に？



たとえば…

- ・父親が、使うはずもない高額な健康器具や不必要な住宅の改造などでも契約してしまう。
- ・母親の年金を勝手に使ってしまう親族に困っている。
- ・寝たきりの親の面倒を見て財産管理をしてきたが、他の親族から疑われている。
- ・銀行で、物忘れがひどくなった親の成年後見人になるように勧められた。

などのご相談の場合、家族などが成年後見人等が必要と判断し、家庭裁判所に成年後見等開始の申し立てを行うと、家庭裁判所が必要性を判断し成年後見人等を選びます（申し立て時に成年後見人の推薦をすることは可能）。選ばれた成年後見人等は、本人の不利益にならないよう家庭裁判所の指導のもと、支援していきます。

■問い合わせ

香南市地域包括支援センター ☎57-8511

成年後見制度無料相談

香南市では司法書士による無料相談を行っています。成年後見制度について聞いてみたいことはありませんか？

- ▶成年後見制度を利用するには、どのような手続きをすればいいんだろう
- ▶成年後見人はどんなことができるんだろう
- ▶成年後見制度を利用すると、どれくらいお金がかかるんだろう
- ▶成年後見制度を利用するメリットやデメリットを教えて欲しい

など、成年後見制度の概要や手続きなどで疑問のある人、日常生活の中で、自分自身や親族の財産・金銭の管理、契約などの法律行為等に不安や悩みを抱えている人は、司法書士による「成年後見」の相談窓口へ。

※予約制のため、事前に電話でお問い合わせください



無料法律相談会

10月1日から始まる「法の日」週間の行事の一環として、無料法律相談会を開催します。

■日時 10月3日（木）

▼受付 12時30分～15時

▼相談 13時～17時

■場所

高知市本町五丁目三二〇
高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階

■問い合わせ

高知地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係
☎088-822-10576

全国一斉！法務局休日相談所

高知地方法務局では、一日無料相談所を開設します。予約不要ですので、ぜひご利用ください。

■相談内容

登記、戸籍、供託、人権擁護に関する相談、土地の境界に関する相談など

■相談員 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士

■日時

10月6日（日）10時～15時

■開設場所

高知地方法務局香美支局
（香美市土佐山田町旭町一四一〇）土佐山田地方合同庁舎

■問い合わせ

高知地方法務局香美支局
☎523049

高齢者・障害者の
人権あんしん相談

高齢者や障害者の人権問題解消に向け、電話相談の強化週間を実施します。期間中は土・日曜日も受け付けます。相談は無料、秘密は厳守します。

■相談内容

介護者からの肉体的・心理的虐待あるいは家族等による経済的虐待、就業差別、暮らしの悩み（ことなど）、高齢者や障害者をめぐる人権問題

■実施期間

9月9日（月）～15日（日）

■時間 8時30分～19時

※土・日曜日は10時～17時

■開設場所

高知地方法務局人権擁護課
■相談電話
（全国共通ナビダイヤル）
☎0570-003-110

■問い合わせ

高知地方法務局人権擁護課
☎088-822-13503

子どもの人権110番強化週間

■相談内容 いじめ・体罰・児童虐待等の子どもをめぐる人権問題、インターネットを通じてたいじめ情報の削除等

■実施期間

9月30日（月）～10月4日（金）
※土・日曜日は実施しません
■時間 8時30分～19時
■相談電話（フリーダイヤル）
☎0120-0007-110

※IP電話からはご利用できません
■問い合わせ

高知地方法務局人権擁護課
☎088-822-13503

ご存知ですか 公証制度

10月1日（火）から7日（月）は「公証週間」です。

「公証制度」とは、不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり遺言をしたりする際、法務大臣の任命する公証人に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書（公正証書）を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。

公証週間中は土曜日も無料相談を行います。

■日時 10月5日（土）10時～12時・13時～16時

9月定例議会の主な予定

- 9月3日（火）9時30分～開会…本会議（諸般の報告など）
- ▼以後の日程、その他詳細は市議会事務局 ☎57-8513まで



年金

専業主婦（夫）の年金が改正されました

7月1日から専業主婦（妻）がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様の年金が改正されました。

サラリーマンの夫が退職した際などに、年金の切り替え手続きが遅れたため保険料が未納となっている主婦が、手続きす

ることにより年金を受け取れるようになる場合があります。

夫が会社を退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き（第3号被保険者から第1号被保険者への変更届）をして保険料を納めなくてはなりません。しかし、この手続きが2年以上遅れたことがある人は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。このたび専業主婦の年金が改正され、このような場合にも、手続きをすることにより「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

◆主婦年金からの切り替えの手続きが2年以上遅れたことがある人は、今すぐお問い合わせを！

65歳以上の方は、お問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます。また、65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります。詳細はお問い合わせください。

■国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570-001-1050

■問い合わせ

南国年金事務所
☎088-864-1111
市役所市民保険課

ご存知ですか？
国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどで保険料の納付済み期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには、保険料の納付済み期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となる

りますが、この要件を満たしていない場合は70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月2日以前に生まれた方に限る）。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ

南国年金事務所
☎088-864-1111
市役所市民保険課



排水結果 （平成25年7月分）		市とルネサスエレクトロニクス㈱が締結している公害防止協定書による工場の排水検査結果を報告します。					
	項目	単位	目標値	測定値			
工場排水	排出量	m ³ /D	—	1,936	2,163	1,792	2,010
	水温	℃	—	25.9	27.4	28.2	28.1
	水素イオン	PH	5.8～8.6	6.6	6.4	6.8	7.0
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	20以下	8.3			
	浮遊物質質量(SS)	〃	25以下	1.0			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	〃	5以下	0.5未満			
	銅含有量	〃	1以下	0.02			
	弗素含有量	〃	8以下	1.6			
	シアン化合物	〃	(1以下)	0.1未満			
	鉛及びその化合物	〃	0.1以下	0.002未満			
工場排水	ヒ素及びその化合物	〃	(0.1以下)	0.005未満			
	クロム含有量	〃	(2以下)	0.02未満			

※排出量、水温、水素イオン濃度は、第1～第4週の水曜日に検査した数値です
※目標値とは、公害防止協定書による目標値です
※目標値（ ）内は、国の基準です
※この水質検査は毎月行われています
結果については、紙面の都合上3カ月に一度掲載します